

## 食品衛生関係行政処分等事務処理要領

### 第1章 総則

第1条 目的

第2条 基本原則

第3条 定義

### 第2章 行政処分に係る事務手続き

第4条 違反事実の確認等

第5条 行政処分の決定

第6条 違反事実の報告等

第7条 行政処分の執行

### 第3章 行政処分の基準及び内容

第8条 行政処分の基準

第9条 食中毒等に対する措置

第10条 違反食品等に対する措置

第11条 比較的軽微な違反に対する措置

第12条 緊急を要する場合の措置

第13条 衛生法に基づく営業許可の取消し

第14条 衛生法に基づく営業の禁止

第15条 衛生法に基づく営業の停止

第16条 衛生法に基づく措置命令

第17条 衛生法に基づく施設又は設備の改善命令

第18条 衛生法に基づく検査命令

第19条 準用

第20条 表示法に基づく指示に係る措置命令

第21条 表示法に基づく回収等命令

### 第4章 雑則

第22条 違反食品等の転用

第23条 行政処分の履行確認

第24条 行政処分の解除

第25条 行政処分結果の記録

第26条 告発

第27条 意見陳述の機会の付与

第28条 食肉衛生検査所長に係わる行政処分

## 附則

### 別表 行政処分の基準

別記様式第 1 号 (営業停止・禁止・許可の取消し命令書)

別記様式第 1 号の 2 (営業以外の食品供与施設の食事の供給禁止・停止命令書)

別記様式第 2 号 (廃棄命令書)

別記様式第 3 号 (措置命令書)

別記様式第 4 号 (回収命令書)

別記様式第 5 号 (廃棄実施予定報告書)

別記様式第 6 号 (施設又は設備の改善命令書)

別記様式第 6 号の 2 (施設又は設備の改善命令書)

別記様式第 7 号 (検査命令書)

別記様式第 8 号 (解除命令書)

別記様式第 9 号 (聴聞について (通知) )

別記様式第 10 号 (弁明の機会の付与について (通知) )

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要領は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「衛生法」という。）

第 26 条若しくは第 59 条から第 61 条又は食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「表示法」という。）第 6 条に基づき、回収、業務の停止命令その他の必要な処分を行う場合の事務処理について必要な事項を定めることにより、食品衛生上の危害の除去及び危害の拡大防止並びに行政処分等の公正な実施を図ることを目的とする。

### (基本原則)

第 2 条 行政処分は、事前の調査を的確かつ迅速に実施し、危害の除去、危害の発生の防止または拡大の防止を図るために行うものでなければならない。

2 行政処分の軽重は、その事例が社会、公共に及ぼす影響の度合い等に相応したものであって、必要最小限度のものでなければならない。

3 処分にあつては、その実効性を確保するために必要な処置を的確かつ厳正に行わなければならない。

### (定義)

第 3 条 この要領において「行政処分」とは、次の各号に掲げる命令その他の処分をいう。

#### (1) 衛生法

ア 検査命令 衛生法第 26 条第 1 項（衛生法第 68 条第 1 項において準用する

場合を含む)の規定に基づき食品等の製造業者又は加工業者に対し、検査を受けるべきことを命ずること。

イ 措置命令 衛生法第 59 条 (衛生法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む)の規定に基づき営業者又は食品衛生監視員に食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずること。

ウ 営業許可の取消し 衛生法第 60 条又は第 61 条の規定に基づき衛生法第 55 条第 1 項の許可を受けた者の許可を取り消すこと。

エ 営業の禁止 衛生法第 60 条又は第 61 条 (衛生法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む)の規定に基づき営業者に対し、営業の全部若しくは一部を禁止すること。

オ 営業の停止 衛生法第 60 条又は第 61 条 (衛生法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む)の規定に基づき営業者に対し、期間を定めて営業の全部若しくは一部を停止すること。

カ 施設又は設備の改善命令 衛生法第 61 条の規定に基づき営業者に対し、衛生法第 54 条の規定による施設基準に適合させるよう改善を命ずること。

## (2) 表示法

ア 指示に係る措置命令 表示法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき食品関連事業者等に対し、表示法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事項 (以下「表示事項」という。)が表示されていない食品を販売し、又は表示法第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる事項 (以下「遵守事項」という。)を遵守すべき旨の指示に係る措置をとらなかつたときに、表示法第 6 条第 5 項の規定に基づきその食品関連事業者等に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

イ 回収等命令 表示法第 6 条第 8 項の規定に基づき食品関連事業者等に対し、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、食品又は添加物の回収その他必要な措置を取るべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。

2 この要領において「食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」、「食品衛生」、「営業」及び「営業者」とは、衛生法第 4 条各項にそれぞれ規定された用語の定義による。

3 この要領において「食品関連事業者等」とは、表示法第 2 条第 3 項に規定された用語の定義による。

4 この要領において「衛生事項」、「保健事項」、「特定事項」とは、食品表示法の執行マニュアル (平成 27 年 3 月消費者庁) (以下「マニュアル」という。)にそれぞれ規定された用語の定義による。

- 5 この要領において「違反食品等」とは、衛生法第6条、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条第1項、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第17条第1項、第18条第2項若しくは第3項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項の規定に違反する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は表示法第5条の規定に違反する食品若しくは添加物をいう。ただし、本要領で規定するのは表示法のうち、衛生事項又は特定事項(保健事項は除く。)に係るものに限る。

## 第2章 行政処分に係る事務手続き

(違反事実の確認等)

第4条 食品衛生監視員は、衛生法第28条第1項、衛生法第30条第2項及び表示法第8条第1項の職務に関し、衛生法又は表示法に違反する事実(以下「違反事実」という。)を探知又は発見したときは、直ちに営業の場所、事務所、倉庫その他の場所を臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査するとともに、営業者等から事情聴取を行うこと等により、違反事実を確認するものとする。

2 前項の違反事実の確認は、次の各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 試験検査を要するものにあつては、その検査成績書

(2) 証拠を必要とするものにあつては、証拠となる物件

(3) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)第66条の2第1項若しくは第2項又は食品衛生法施行条例(平成11年長野県条例第51号。以下「施行条例」という。)第3条に規定する公衆衛生上必要な措置の基準並びに施行条例第4条に規定する施設基準の違反に関するものにあつては、令和3年4月9日付け3食生第22号健康福祉部長通知「食品衛生監視票と食品衛生監視指示票について」に規定する食品衛生監視指示票(以下「監視指示票」という。)

(4) その他関係帳簿書類

3 違反事実の確認時期は、原則として次のいずれかの要件を満たしたときとする。ただし試験検査を要するものにあつては、結果が判明したときとする。

(1) 患者の発生があり、その疾病が食中毒であると確認されたとき

(2) 原因食品が特定又は推定可能となったとき

(3) 責任(原因施設及び原因営業者)の所在が明らかとなったとき

4 食品衛生監視員は、違反事実を確認したときは、速やかに保健所長(地域保健法(昭和22年法律第101号)第10条に基づく保健所の長をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

5 保健所長は、前項の報告を受けたときは、不良食品等処理要領(平成4年5月15

日制定)、食中毒処理要領(昭和62年3月2日制定)、食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針(平成27年3月消費者庁)(以下「命令等の指針」という。)及びマニュアルに基づき措置を講ずることとする。

(行政処分の決定)

第5条 保健所長は、違反事実の確認により違反内容が判明した場合において、検査命令、廃棄命令、措置命令、営業若しくは業務の禁止及び停止、施設又は設備の改善命令等の行政処分を行う必要があると認めるときは、時機を失することなく処分を決定するものとする。

(違反事実の報告等)

第6条 保健所長は、不良食品等処理要領に基づき食品・生活衛生課長に、また、食中毒処理要領に基づき健康福祉部長に報告するものとする。

(行政処分の執行)

第7条 行政処分は、命令書を営業者等に手交することにより行うものとする。

### 第3章 行政処分の基準及び内容

(行政処分の基準等)

第8条 衛生法第59条、第60条若しくは第61条又は表示法第6条に基づく行政処分は、原則として別表の行政処分の基準(以下「基準表」という。)の違反内容に応じた各欄に記載した処分によるものとする。

2 この要領中の基準表は、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項の規定に基づき定めた処分基準とする。

3 衛生法第59条、第60条又は第61条に基づく行政処分をしようとする場合には、命令書に処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事項を具体的に明示するほか、営業停止命令にあつては、営業停止の日数を決定した根拠を併せて明示するものとする。

(食中毒等に対する措置)

第9条 食中毒等健康被害が生じた違反その他重大な違反に対しては、その原因の除去及び衛生上の措置が図れるまでの間、原則として、基準表に基づき必要な行政処分を行うものとする。

(違反食品等に対する措置)

第10条 不良食品等処理要領、食中毒処理要領、命令等の指針及びマニュアルに基づき措置を講ずることとする。ただし緊急を要するものにあつては、この限りでない。

(比較的軽微な違反に対する措置)

第11条 比較的軽微な違反に対する措置は、原則として前条に定めるところによる。ただし、非常に軽微な違反であつて、即座に違反状態を改善できる場合は、口頭によ

る指導にとどめることができる。

(緊急を要する場合の措置)

第12条 保健所長は、食品衛生上の危害を除去するために緊急の必要があると認めるときは、営業者に対し食品衛生監視員によって口頭で衛生法第59条又は表示法第6条第8項に基づき当該危害を除去するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の口頭による命令を行った場合には、事後、速やかに文書をもってその命令内容を被処分者に通知するものとする。

(衛生法に基づき営業許可の取消し)

第13条 営業許可の取消しは、営業者が営業を継続させることが食品衛生上極めて危険であり、又、社会に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。

2 営業許可の取消しは、「営業許可取消し命令書」(別記様式第1号)により行うものとする。

(衛生法に基づき営業の禁止)

第14条 営業の禁止は、期間を定めては違反状態を除去することができない場合又は期間を定めて営業を停止することが不適当な場合に行うものとする。

2 営業の禁止処分は、「営業禁止命令書」(別記様式第1号)により行うものとする。

(衛生法に基づき営業の停止)

第15条 営業停止の日数は、基準表に定める日数の範囲内において、次に掲げる事項の実施に必要な日数により決定するものとする。

- (1) 試験検査等原因の究明及び原因の除去に要する日数
- (2) 施設又は設備の改善及び違反食品等の回収に要する日数
- (3) 施設の徹底した清掃及び消毒に要する日数
- (4) 従業員の教育、衛生措置基準等の遵守に要する日数
- (5) その他危害の発生又は拡大の防止のために必要な措置に要する日数
- (6) (1) から (5) に係る保健所による確認に要する日数

2 営業停止命令は、「営業停止命令書」(別記様式第1号)により行うものとする。

(衛生法に基づき措置命令)

第16条 措置命令の内容は、次のとおりとする。

(1) 廃棄命令

ア 保健所長は、違反食品等の再製、転用、返品等によって衛生法第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条若しくは第18条第2項若しくは第3項、第20条の規定又は第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した状態を解消できない場合には、営業者に対し当該違反食品等の廃棄を命ずるものとする。ただし、再製、転用、返品等が可能な場合であっても必要と認められるときにはこの限りではない。

イ 廃棄命令は、「廃棄命令書」(別記様式第2号)により行うものとする。

ウ 違反食品等を当該業者に廃棄させることが不相当なとき、緊急を要するとき、又は業者が廃棄命令に従わないときは、保健所長は食品・生活衛生課長と協議を行い、食品衛生監視員に廃棄させることができる。

(2) 販売禁止命令

ア 保健所長は、違反食品等を廃棄処分にする必要がなく再製、転用、返品等が可能であると認められる場合で販売の目的で陳列又は保管されている等販売の禁止を行う必要がある場合には、業者に対しそれらの販売の禁止を命ずるものとする。

イ 販売禁止命令は、「販売禁止命令書（措置命令書）」（別記様式第3号）により行うものとする。

ウ 違反食品等は次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 再製

食品として再製が可能であり、再製後の検査等で食品衛生法上問題ないと認められる場合については、再生品の使用又は販売を認めるものとする。

(イ) 転用

食品以外の用途に転用が可能であり、かつ転用が妥当と判断できる場合については、転用を認めるものとする。

(ウ) 返品

販売店等で違反食品等を保管しており返品する必要がある場合に行うものとする。

(3) 使用禁止命令

ア 保健所長は、違反食品等を廃棄処分にする必要がなく再製、転用、返品等が適当であると認められる場合で製造、加工、調理等の目的で使用されている等使用の禁止を行う必要がある場合には、業者に対しそれらの使用の禁止を命ずるものとする。

イ 使用禁止命令は、「使用禁止命令書（措置命令書）」（別記様式第3号）により行うものとする。

ウ 違反食品等の取り扱いは（2）に準じて行う。

(4) 移動禁止命令

ア 保健所長は、違反食品等の試験検査が必要と判断した場合等、現状保管を必要とする場合には、業者に対しそれらの移動の禁止を命じ、その後に必要な措置を行うものとする。

イ 移動禁止命令は、「移動禁止命令書（措置命令書）」（別記様式第3号）により行うものとする。

(5) 回収命令

ア 保健所長は、違反食品等が現に販売、製造の過程で流通している場合には、

それらの回収を命ずるものとする。

イ 回収命令は、「回収命令書」（別記様式第4号）により行うものとする。

(6) 取扱改善命令

取扱改善命令は、「取扱改善命令書（措置命令書）」（別記様式第3号）により行うものとする。

(7) その他、食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとる命令

ア 保健所長は、(1)から(6)のほか、営業者に対して、営業施設の整備改善命令（衛生法第61条の規定による規制対象外の非許可業種）、輸入食品等における本国への積みもどし命令等必要な命令を行うものとする。

イ 命令は、「措置命令書」（別記様式第3号）により行うものとする。

- 2 前号の廃棄命令、販売禁止命令、使用禁止命令及び移動禁止命令等を執行するに当たっては、食品衛生監視員は、違反食品等の品名、形態、容量、賞味（消費）期限、ロット番号、数量、保管場所等を確認の上、飲食、使用又は販売の用に供されることのないよう不良食品等処理要領の8の(2)アの「保管請書」（処理要領 様式第3号）を徴し、廃棄処分等の処分執行が完了するまでの間保管させるものとする。ただし、自主的に廃棄する場合、当該違反食品等が腐敗、変敗等により処分執行までの間保管することが困難であると認められるときは「廃棄実施予定報告書」（別記様式第5号）を徴し廃棄させることができる。

(衛生法に基づく施設又は設備の改善命令)

第17条 施設又は設備の改善命令を行う場合には、予め営業許可を受けている者について、その営業の施設が衛生法第54条の規定による施設基準に違反した場合は、監視指示票によりその改善を指導する。

ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- 2 施設又は設備の改善命令は、「施設又は設備の改善命令書」（別記様式第6号）により行うものとする。

(衛生法に基づく検査命令)

第18条 保健所長は、検査命令を行う場合には、事前に食品・生活衛生課長と協議するものとする。

- 2 検査命令は、「検査命令書」（別記様式第7号）により行うものとする。

(準用)

第19条 この要領の規定は、衛生法第68条の準用規定を適用する。

- 2 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下、「営業以外の食品供与施設」という。）の食事の供給禁止命令又は食事の供給停止命令は、「食事の供給禁止・停止命令書」（別記様式第1号の2）により行うものとする。
- 3 営業以外の食品供与施設の改善命令は、「施設又は設備の改善命令書」（別記様式

第6号の2)により行うものとする。

4 衛生法第68条の場合について準用する前2項以外の措置は、その他の命令書の様式を準用して行うものとする。

(表示法に基づく指示に係る措置命令)

第20条 保健所長は、表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく指示に係る措置をとらなかつた場合には、食品関連事業者等に対し表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべきことを命令等の指針及びマニュアルに基づき命ずるものとする。

2 命令は、マニュアルの別記様式4に準じて行うものとする。

(表示法に基づく回収等命令)

第21条 保健所長は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認める場合には、食品関連事業者等に対し、回収等を命令等の指針及びマニュアルに基づき命ずるものとする。

2 回収等命令は、マニュアルの別記様式5に準じて行うものとする。

3 回収等命令のうち、業務停止命令の日数は、基準表に定める日数の範囲内において、次に掲げる事項の実施に必要な日数により決定するものとする。

(1) 試験検査等原因の究明及び原因の除去に要する日数

(2) 施設又は設備の改善及び違反食品等の回収に要する日数

(3) 施設の徹底した清掃及び消毒に要する日数

(4) 従業員の教育、表示基準等の遵守に要する日数

(5) その他危害の発生又は拡大の防止のために必要な措置に要する日数

(6) (1)から(5)に係る保健所による確認に要する日数

#### 第4章 雑 則

(違反食品等の転用等)

第22条 第16条及び第20条に定める命令のほか、違反食品等を再製、転用、返品等することにより、食品衛生上の危害を除去することができると判断される場合には、営業者からの申し立てに基づきこれを認めることができる。

2 違反食品等の再製、転用、返品等の申し立ては、その具体的な方法等について不良食品等処理要領の8の(3)の「申立書」(処理要領 様式第5、6号)により具体的に記述させるものとする。

3 保健所長は、当該措置の執行に当たって、必要に応じて食品衛生監視員を立ち会わせるものとする。

(行政処分の履行確認)

第23条 食品衛生監視員は、行政処分の履行状況について確認を行い、保健所長に報告するものとする。

(行政処分の解除)

第 24 条 営業の禁止及び措置命令の処分において、執行中にその目的が達せられ、命令の解除が必要と認められるに至ったときは、当該処分を解除するものとする。

2 処分の解除は、「解除命令書」(別記様式第 8 号)を被処分者に交付して行うものとする。

3 保健所長は、営業の禁止の解除が必要と判断されるに至ったときは、その旨食品・生活衛生課長に報告するものとする。

(行政処分結果の記録)

第 25 条 食品衛生監視員は、行政処分に係る違反事実の概要、処分年月日、処分内容その他必要な事項を、保健医療情報システム又は食品衛生申請等システムにより記録し保存するものとする。

(告発)

第 26 条 保健所長は、違反事実が故意又は重大な過失により発生し、社会に与える影響が大きい場合であって、かつ、違反内容が悪質で罰則の必要があると認めたときは、事前に食品・生活衛生課長と協議し、営業者及び法人にあつては、その役員又はその使用人を告発するものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第 27 条 保健所長は、行政処分をしようとする場合には、行政手続法又は長野県行政手続条例に基づき、次のいずれかの区分に従い、意見陳述のための手続を行うものとする。ただし、公益上、緊急に行政処分をする必要がある場合又は意見陳述の手続を行うことができない場合は、当該手続を省略することができる。

(1) 聴聞

ア 衛生法第 60 条又は第 61 条の規定による許可の取消処分をしようとするとき

イ その他の聴聞の手続を執ることが相当であると保健所長が認めるとき

(2) 弁明の機会の付与

(1) に該当しないとき

2 聴聞を行うときは、「聴聞について(通知)」(別記様式第 9 号)により被処分者となるべき者に通知するものとする。

3 弁明の機会の付与を行うときは、「弁明の機会の付与について(通知)」(別記様式第 10 号)により被処分者となるべき者に通知するものとする。

(食肉衛生検査所長に係わる行政処分)

第 28 条 食肉衛生検査所長が行う衛生法第 59 条の規定に基づく行政処分については、この要領の例によるものとする。

附 則 (平成 18 年 4 月 1 日)

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領施行日以前に確

認められた違反については適用しない

附 則（平成 19 年 1 月 10 日）

この改正は、平成 19 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 8 日）

この改正は、平成 22 年 7 月 8 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 16 日）

この改正は、平成 27 年 7 月 16 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日）

この改正は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 8 日）

この改正は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 4 日）

この改正は、令和 4 年 1 月 4 日から施行し、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）附則第 2 条の規定により「なお従前の例により当該営業を行うことができる」とされた営業者に対しては、令和 3 年 6 月 1 日施行の食品衛生法（以下「新法」という。）で新設された営業届出制度（新法第 57 条）及び食品等自主回収届出制度（新法第 58 条）を除き、令和 2 年 6 月 1 日施行時点の食品衛生法の条番号に読み替えるものとする。

（別記様式省略）